

令和2年度下水道事業 受益者負担金賦課対象区域が決定

都市基盤の整備として平成元年度から公共下水道事業に着手し、令和元年度末において千262.5haを整備しました。

「令和2年度に工事を行い、3年4月1日から下水道が利用できる区域（一部の既整備区域を含む）」を令和2年度に下水道事業受益者負担金を賦課する区域として7月1日（水）に公告する予定です。

問 下水道課管理業務係 ☎(099)911

受益者負担金

下水道は、整備区域ごとに利用でできる人が限られます。下水道の整備にかかる費用をすべて公費で賄うと、整備区域以外の人もこれを負担することになり、不公平が生じます。

そこで、下水道整備により利益を受ける人に、建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。

負担金は
1m当たり350円

負担金の納付

今回、公告される賦課対象区域内に土地を所有している人、あるいはその土地に権利を持つている人のいずれかが受益者（負担金を納める人）です。市では、9月下旬以降に対象となる土地を所有している人へ書類を送付します。

負担金の徴収猶予 減免される場所

- 農地（登記および現況が農地）
- 係争中の土地
- 災害などにより納付が困難な受益者（負担金を納める人）が所有する土地

負担金の徴収猶予

下水道が利用できる区域内で下水道へ接続していない人へ
公共下水道に早期接続を！

未接続の場合、家庭汚水の悪臭などが発生し、近所の人に迷惑がかかります。

受益者負担金の対象となる土地は、下水道整備区域のすべての土地です。受益者負担金は、その土地に対して一度限りのものです。
例えば190m²の土地の負担金額は、350円×190m²=6万6千500円となります。

※減免率は25%～100%です。

下水道法では「公共下水道が供用開始された場合は下水道に接続しなければならない」と接続義務が明記されています。
また、一般的な家庭の場合、浄化槽にかかる費用より下水道使用料の方が割安であると試算しています。
1日も早い下水道の接続をお願いします。



賦課対象区域図 (色塗り部分)

賦課対象区域

丁目の全部または一部が賦課対象となる地域

植出町1～5丁目、笹山町1・4～7丁目、新道町1～4丁目、福清水町2・4丁目、踏分町1～2丁目、堀方町1～3丁目、緑町1～4丁目

